

別表1

最終改正:平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類を鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生労働省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが含有しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	パセリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
イラン	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	エトキシキンにあっては油ちょうされたものを除く。	フラゾリドン エトキシキン	別表2の4によること。	フラゾリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エトキシキン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれ及び基準値(0.01ppm)を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品 (ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	生鮮コーヒー豆		カルバリル	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D ジウロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-D及び基準値(0.02ppm)を超えるジウロンが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	綿実及びその加工品 (綿実を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注) ② サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においては、サンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、各コンテナ最低1か所以上から採取を行い、計15か所以上から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	二枚貝(タスマニア島周辺の海域で採捕されたものに限る。)及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
オマーン	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シロマジン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシロマジンが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	鰻及びその加工品(簡易な加工に限る。)		オフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	オフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)	<i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンプンクタータ)	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「 <i>Kudoa septempunctata</i> の検査法について(暫定版)」によること。	1.0×10^6 個を超える <i>Kudoa septempunctata</i> 胞子が検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	シメコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシメコナゾールが検出されるおそれがあるため。	
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
スペイン	食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
タイ	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品(冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。)であって、かつ別途指示するタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品(冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ニオイタコノキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮バナナを除く。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	コブミカンの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	カミメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール フルシラゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾールが検出されるおそれがあるため。
赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。	
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途指示する台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻： 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻： 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限り、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成7年1月30日付け衛乳第10号及び衛化第7号中の「鮮魚中の一酸化炭素分析法」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホス及び基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限り。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキシソニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシソニック酸	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシソニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		スルファメキサゾール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	スルファメキサゾールが残留しているおそれがあるため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国 政府の証明書が添付されて いるものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別 表2の5に、下痢性貝毒に ついては別表2の6によるこ と。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号 「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒: 0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれ があるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処 理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
	はも及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリフルラリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出 されるおそれがあるため。
	養殖とこぶし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝(あさり、あげまきがい及びはま ぐりに限る。)及びその加工品		プロメリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメリンが検出され るおそれがあるため。
	大粒落花生		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出 されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指 示する加工企業のほうれん そう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン クロルピリホス	別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及 びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業のほう れんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが 検出されるおそれがあるため。
	ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工 品 (簡易な加工に限る。)		アルジカルブスルホキシド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアルジカルブスルホキシ ドが検出されるおそれがあるため。
	きくらげ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれがあるため。
ピーマン(パプリカと称されるジャンボ ピーマンを含む。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。	

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアジメノール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アメリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアメリンが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジコホール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジコホールが検出されるおそれがあるため。
	ホワイトペッパー及びその加工品 (ホワイトペッパーを30%以上含有するものに限る。)	ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>) 及びその加工品 (花椒を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フィプロニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるフィプロニルが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフルベンズロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジフルベンズロンが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成22年3月30日付け食安発0330第3号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	ジクロロボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示するフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。ただし、別途指示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表2の4によること。	平成24年12月18日付け食安輸発1218第4号「腸管出血性大腸菌O103の検査法について」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。 (平成25年3月14日付け食安輸発0314第2号に示すものを除く。)	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	とうもろこし (粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正：平成22年3月30日付け食安発0330第3号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。	

別表1

最終改正：平成25年3月21日

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	イカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール フラゾリドン トリフルラリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 トリフルラリン、エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれ、基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表2の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
ペルー	キノア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
ボリビア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ハロキシホップ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
メキシコ	アボカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセフェート メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェート及び基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	グァバ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フロニカミド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフロニカミドが検出されるおそれがあるため。
	スターフルーツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルジオキシニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルジオキシニルが検出されるおそれがあるため。

(注) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。